

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第八号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
	毒物及び劇物 法第四条第一項及び 取縮法の製造業又は輸 入業の登録の申請に 対する審査 二十五 年法律 第三百 三十一 号。以 下この 項にお いて「 法」 という。	毒物劇物製造 業又は輸 入業の 登録申 請手 数料	(略)	毒物及び劇物 法第四条第一項及び 取縮法(昭和三十年 政令第二百六十一 号。以下この項に おいて「令」とい う。) 第三十六号の第七 項。第一号の規定 による毒物又は劇 物の製造業又は輸 入業の登録の申請 に対する審査	毒物劇物製造 業又は輸 入業の 登録申 請手 数料 (製剤製 造業者等に 係るもの に限る。)	(略)	(略)
			(略)				二〇、七〇〇円
			(略)				六、八〇〇円
	法第四条第三項の規 定による毒物又は劇 物の製造業又は輸 入業の登録の更新の 申請に対する審査	毒物劇物製造 業又は輸 入業の 登録更 新申 請手 数料	(略)	法第四条第四項及 び令第三十六号の 第七項第一号の規 定による毒物又は 劇物の製造業又は 輸入業の登録更新 の申請に対する審 査	毒物劇物製造 業又は輸 入業 の登録更新申 請手数料(製 剤製造業者等 に係るもの に限る。)	(略)	(略)

物の販売業の登録の更新の申請に対する審査 (略)	法第九條第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査 (略)	毒物劇物製造業 輸入業又は販売業登録の書換え交付手数料 (略)	毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)以下この項において「令」という。第三十五條第一項の規定による毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の書換え交付 (略)	令第三十六條第一項の規定による毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の再交付 (略)	法第四十四條第一項及び令第十八條第二項第三号の規定による繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。) (略)	法第四十四條第一項及び令第十八條第二項第三号の規定による高強度鋼容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。) (略)	高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)
物の販売業の登録の更新の申請に対する審査 (略)	法第九條第一項及び令第三十六條の七第一項第三号の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査 (略)	毒物劇物販売業登録票の再交付手数料 (略)	令第三十五條第一項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付 (略)	令第三十六條第一項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付 (略)	法第四十四條第一項及び令第十八條第二項第三号の規定による高強度鋼容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。) (略)	法第四十四條第一項及び令第十八條第二項第三号の規定による高強度鋼容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。) (略)	高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)
物の販売業の登録の更新の申請に対する審査 (略)	法第九條第一項及び令第三十六條の七第一項第三号の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査 (略)	毒物劇物製造業又は輸入業者(小分けのみを行う者を除く。) (略)	令第三十五條第一項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付 (略)	令第三十六條第一項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付 (略)	法第四十四條第一項及び令第十八條第二項第三号の規定による高強度鋼容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。) (略)	法第四十四條第一項及び令第十八條第二項第三号の規定による高強度鋼容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。) (略)	高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)

三、二〇〇円

器検査	<p>(略)</p> <p>法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定による繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。)に係る容器再検査</p>	<p>(略)</p> <p>法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定による高強度鋼容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器再検査</p>	<p>(略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)</p>
自動車燃料装置用容器を除く。)	<p>(略)</p> <p>容器再検査手数料(繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。)に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>容器再検査手数料(高強度鋼容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料</p>
(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの 三〇〇〇円 (申請に係る建築物が法第二条第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて定める図書(以下「消費性能基準適合図書」という。)を提出する場合は、〇〇</p>
に限る。)	<p>(略)</p> <p>法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定による繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。)に係る容器再検査</p>	<p>(略)</p> <p>法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定による高強度鋼容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器再検査</p>	<p>(略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)</p>
(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの 三〇〇〇円 (申請に係る建築物が法第二条第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて定める図書(以下「消費性能基準適合図書」という。)を提出する場合は、〇〇</p>

○円、基準
 省令第一条
 第二項第二
 号イ(2)及
 び同号ロ(2)
 (以下「モ
 デル住宅消
 費性能基準
 」という。
)に適合し
 ている場合
 又は同号イ
 (3)及び同号
 ロ(3)の基準
 (以下「仕
 様基準」と
 いう。)に
 適合してい
 る場合(消
 費性能基準
 適合図書を
 提出する場
 合を除く。
 以下この項
 において同
 じ。)にあ
 っては一九
 〇〇〇円)
 2 床面積の
 合計が二〇
 〇平方メー
 トル以上の
 もの
 四一、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 っては五、
 〇〇〇円、
 モデル住宅
 消費性能基
 準に適合し
 ている場合
 又は仕様基
 準に適合し
 ている場合
 にあっては
 二〇、〇〇
 〇円)
 二
 1 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 七四、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 っては一〇、
 〇〇〇円、
 基準省令第

○円、基準
 省令第一条
 第二項第二
 号イ(3)及
 び同号ロ(3)
 の基準(以下
 「仕様基準
 」という。
)に適合し
 ている場合
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合を除
 く。以下こ
 の項におい
 て同じ。)
 にあっては
 一九、〇〇
 〇円)
 2 床面積の
 合計が二〇
 〇平方メー
 トル以上の
 もの
 四一、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 っては五、
 〇〇〇円、
 仕様基準に
 適合してい
 る場合にあ
 っては二〇、
 〇〇〇円)
 二
 1 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 七四、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 っては一〇、
 〇〇〇円、
 仕様基準に

1 条第 1 項
 第 2 号イ(2)
 (ii) 及び同号
 ロ(2) (以下
 「モデル共
 同住宅消費
 性能基準」
 という。)に
 適合してい
 る場合又は
 は仕様基準
 に適合して
 いる場合に
 あっては三
 五、〇〇〇
 円)
 2 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル以上二
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 一、二、三、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合に
 あっては二
 一、〇〇〇
 円、
 モデル共同
 住宅消費性
 能基準に
 適合してい
 る場合又は
 仕様基準に
 適合してい
 る場合に
 あっては四
 八、〇〇〇
 円、
 モデル共同
 住宅消費性
 能基準に
 適合してい
 る場合又は
 仕様基準に
 適合してい
 る場合に
 あつては三
 五、〇〇〇
 円)

適合してい
 る場合に
 あつては三
 五、〇〇〇
 円)

2 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル以上二
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 一、二、四、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合に
 あつては二
 一、〇〇〇
 円、
 仕様基準に
 適合してい
 る場合に
 あつては六
 一、〇〇〇
 円)

3 住宅部分
 の床面積の
 合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 二、一、一、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合に
 あつては四
 八、〇〇〇
 円、
 仕様基準に
 適合してい
 る場合に
 あつては一
 一、〇〇〇
 円)

4 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 三〇一、〇〇〇円
 (消費性能基準適合図書提出する場合にあっては八六、〇〇〇円、モデル共同住宅消費性能基準に適合している場合又は仕様基準に適合している場合にあつては一六七、〇〇〇円)
 5 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 二四四、〇〇〇円
 (消費性能基準適合図書提出する場合にあっては一〇、〇〇〇円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合(消費性能基準適合図書提出する場合を除く。以下この項において同じ。))
 6 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 三九四、〇〇〇円
 (消費性能基準適合図書提出する場合を除く。以下この項において同じ。))

4 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 三〇二、〇〇〇円
 (消費性能基準適合図書提出する場合にあっては八六、〇〇〇円、仕様基準に適合している場合にあつては一六八、〇〇〇円)
 5 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 二四五、〇〇〇円
 (消費性能基準適合図書提出する場合にあっては一〇、〇〇〇円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合(消費性能基準適合図書提出する場合を除く。以下この項において同じ。))
 6 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 三九六、〇〇〇円
 (消費性能基準適合図書提出する場合を除く。以下この項において同じ。))

書を提出する場合には、二九〇〇円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては、一五六、〇〇〇円)

7 非住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの

(消費性能基準適合図書を提出する場合には、八六、〇〇〇円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては、二五三、〇〇〇円)

8 非住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの

(消費性能基準適合図書を提出する場合には、一三六、〇〇〇円)

9 非住宅部分の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上、二五、〇〇〇平方

書を提出する場合には、二九〇〇円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては、一五七、〇〇〇円)

7 非住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの

(消費性能基準適合図書を提出する場合には、八六、〇〇〇円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては、二五四、〇〇〇円)

8 非住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの

(消費性能基準適合図書を提出する場合には、一三六、〇〇〇円)

9 非住宅部分の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上、二五、〇〇〇平方

一 使用料		
センターの区分	種 別	金 額
(略)	(略)	(略)
食品工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 八、八〇〇円
西部工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一八、七〇〇円
	加工機器	一時間につき 一七、一〇〇円
(略)	(略)	(略)
畜産技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一回につき 一八、三〇〇円
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

二 手数料

センターの区分	種 別	金 額
(略)	(略)	(略)
食品工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 二八、八〇〇円
西部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 二〇、三〇〇円
(略)	(略)	(略)
東部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 三二、〇〇〇円
	検査及び分析	一単位につき 二二、六〇〇円
	写真	一枚につき 四、三〇〇円
(略)	(略)	(略)
水産海洋技術センター	検査及び分析	一件につき 二二、八〇〇円
林業技術センター	検査及び分析	一単位につき 五、一〇〇円
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

一 使用料		
センターの区分	種 別	金 額
(略)	(略)	(略)
食品工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 四、七〇〇円
西部工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一八、六〇〇円
	加工機器	一時間につき 一七、〇〇〇円
(略)	(略)	(略)
畜産技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一回につき 一七、五〇〇円
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

二 手数料

センターの区分	種 別	金 額
(略)	(略)	(略)
食品工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 二八、七〇〇円
西部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 二〇、二〇〇円
(略)	(略)	(略)
東部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 三二、五〇〇円
	検査及び分析	一単位につき 二二、五〇〇円
	写真	一枚につき 四、二〇〇円
(略)	(略)	(略)
水産海洋技術センター	検査及び分析	一件につき 二二、七〇〇円
林業技術センター	検査及び分析	一単位につき 五、〇〇〇円
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(広島県広島ヘリポート条例の一部改正)

第四条 広島県広島ヘリポート条例(平成二十三年広島県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第二(第二十一条関係)					
種別	単位	金額	種別	単位	金額
格納庫用地	一平方メートル一月につき	三〇〇円	格納庫用地	一平方メートル一月につき	二七〇円
備考 (略)			備考 (略)		

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第五条 広島県警察関係手数料条例(平成十二年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)				別表(第二条関係)			
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
古物営業法(法第七條第五項の規 昭和二十一年による古物営業の 十四年許可証の書換え 法律第 百八号。 以下この の項に おいて 「法」 という。)	(略)	(略)	(略)	古物営業法(法第七條第四項の規 昭和二十一年による古物営業の 十四年許可証の書換え 法律第 百八号。 以下この の項に おいて 「法」 という。)	(略)	(略)	(略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条から第五条までの規定並びに次項の措置 令和二年四月一日

二 第二条の規定 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)

附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日の日いずれか遅い日(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の広島県立総合技術研究所設置及び管理条例第七条の規定による許可を受けている者又は同条例第四条第一項のセンターに試験、検査、分析等の依頼をしている者に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。